第７期田子町障がい福祉計画

第３期田子町障がい児福祉計画

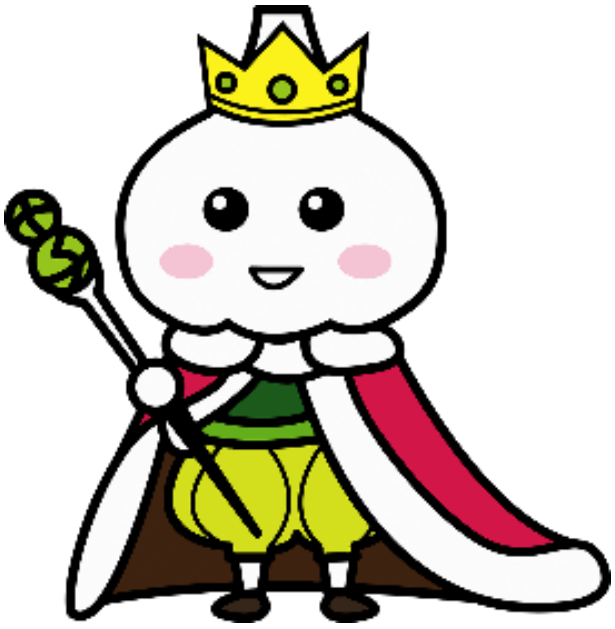

令和６年３月

田　子　町

はじめに

現在、国の指針として、「入院医療中心から地域生活中心」を理念とし、精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築により、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことが求められております。

そのため、住み慣れた地域で、その人らしい生活を営むことが出来るよう、お互いの個性を尊重し合いながら共生する社会が必要です。

この度、令和６年度より実施する「第７期田子町障がい福祉計画及び第３期田子町障がい児福祉計画」を策定いたしました。住み慣れた地域で、その人らしく、自立した生活が送れるよう、「田子町総合計画」や「田子町地域福祉計画」等と相互に連携しながら、障がいのある方をはじめ町民の福祉の向上を実現することを目的としております。

本計画の実現には、町民・関係機関・行政等が協働して、お互いの役割を担いながら取り組んでいくことが不可欠であるため、基本理念の実現に向け、推進体制の整備及び施策・事業の推進に努めて参りますので、町民の皆様の一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言・ご尽力いただきました田子町保健医療福祉推進協議会障害福祉専門部会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和６年３月

田子町長　山本晴美

第７期田子町障がい福祉計画及び
第３期田子町障がい児福祉計画策定のご挨拶

「田子町障害福祉計画」の中で、これまで障がいのある方等が、地域で普通の生活を営むことを当然とする、福祉の基本的な考え「ノーマライゼーション」の理念の浸透のため、障がいのある方々が可能性を最大限に引き出し、地域社会に積極的に参加できるよう社会情勢や障がい者ニーズを推進して参りました。

そしてこの度、田子町保健医療福祉推進協議会・障がい福祉専門部会では、これまで以上に障がいのある方の自己決定を尊重し、障がい福祉の充実に向けて、障害福祉サービス、地域生活支援事業の目標や各サービスの見込み量等の設定など、具体的な取り組みを明らかにした、「田子町障がい福祉計画」（第７期計画）及び「田子町障がい児福祉計画」（第３期）を策定いたしました。

平成２９年３月には、「第３期田子町障害者計画」で「障がいのある方が地域社会の中で自立し、社会参加できるような社会環境作りをめざし、【家族や地域とともに、生きがいを持って暮らせるまちづくり】を基本理念として掲げて参りました。
そのためには、地域全体での障がいに対する理解や支援を深めることが必要です。町及び、社会福祉協議会、地域自治会（町内会）、障がい者団体や事業所などの協力・連携を図り、「心のバリアフリー」を町民皆様に心がけていただき、誰もが生きがいをもって暮らせるよう、基本理念が醸成されることを願っています。

最後に、皆様のますますのご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、挨拶といたします。

令和６年３月

田子町保健医療福祉推進協議会
会長　川村　武司

目　次

第１章　田子町障がい福祉計画・田子町障がい児福祉計画の概要
１　計画策定の趣旨　１
２　計画の基本理念と基本目標　２
３　計画の位置づけと計画期間　４
４　計画策定体制　５
５　計画の点検・評価及び進行管理　５
６　青森県・関係機関との連携体制　５

第２章　障がいのある方の現状
１　障害者手帳所持者等の状況　６
２　障害支援区分認定者の状況　９

第３章　計画の重点目標
１　令和８年度に向けた重点目標　１０
２　その他の重点目標　１２

第４章　障害福祉サービスに関する課題　１３

第５章　障害福祉サービスの見込量と確保策
１　障害福祉サービスの見込量と確保策　１５
２　地域生活支援事業の見込量と確保策　２５

資料編

第１章　田子町障がい福祉計画・田子町障がい児福祉計画の概要

１　計画策定の趣旨

障がいのある方などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え、「ノーマライゼーション」理念の浸透のため、平成１５年度に利用者がサービスを選択できる仕組みを取り入れた「支援費制度」の施行、平成１８年度には、共通の制度として地域生活を支援する「障害者自立支援法」が施行され、さらに平成２５年度には、地域社会における共生の実現のため難病等を加えた「障害者総合支援法」が施行されるなど、障がいのある方を取り巻く施策や情勢は大きく変化してきています。

このため、社会情勢や障がいのある方のニーズを踏まえ、これまで以上に障がいのある方の自己決定を尊重し、「障がいのある人もない人も共に生きる社会」を目指すため、平成１８年度から平成２０年度までの３年間を第１期目とする「田子町障害福祉計画」を策定し、その後３年ごとに見直しを行ってきました。

このたび、第６期計画の計画期間が終了することから、第６期計画の点検・評価の結果や、令和５年８月に行ったアンケート調査などを踏まえ、「田子町障がい福祉計画（第７期計画）」を策定しました。この第７期計画は、障がい福祉の充実に向けて、目標や各サービスの見込量等の設定など、具体的な取組を明らかにした令和８年度までの計画です。

また、児童福祉法の改正に伴い、障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に図るため、第３期障がい児福祉計画を第７期障がい福祉計画に含めて策定しました。

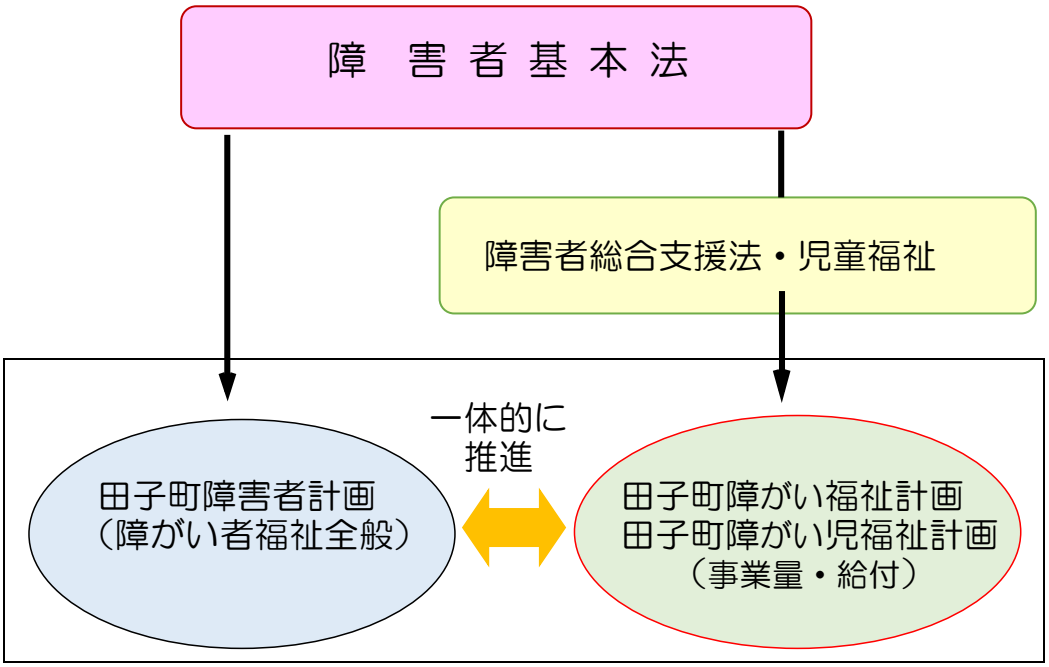

※この計画において、障がいを持つ児童及び人を総称して「障がいのある方」と表現します。

また、「障害」という字については基本的に「障がい」と表記しますが、法令や制度等に用いられる固有名詞については、「障害」のまま表記します。

２　計画の基本理念と基本目標

（１）基本理念

「田子町障がい福祉計画（第７期計画）」及び「田子町障がい児福祉計画（第３期計画）」は、平成２９年３月に策定した「第３期田子町障がい者計画」で定めた下記の理念に基づき、障がいのある方が地域社会の中で自立し、社会参加できるような社会環境づくりを目指します。

家族や地域とともに　生きがいを持って暮らせるまちづくり

○ 障がいのある方の自立と自己決定を尊重する町

障がいのある方が一人の人間として尊重され、他の人と同様の生活を送るノーマライゼーションの考え方は、いつの時代にも基本的な理念となります。障がいのある方の自立を促進するとともに、自己決定によるサービスの選択や権利擁護等の充実も必要となります。

○ すべての人が地域で暮らせる町

障がいのある方が施設の中で暮らすのではなく、地域の中で一般の人と一緒に暮らせることを目指します。このことにより、障がいのある方自身の見聞を広め、広く社会への参加を促進する上で重要なこととなります。加えて一般住民においても身近に障がいのある方がいることで、障がいに対する理解を深めていくことが期待されます。

○ 生きがいをもって暮らせる町

障がいのある方のみならず、全ての人にとって生きがいのある人生を送ることが重要です。必要な福祉サービスを受けながら、社会参加・ボランティア等の充実や就労機会の整備が必要です。

（２）基本目標

① 住み慣れた地域で自立した生活を送るための福祉制度の充実

障がいのある方が住み慣れた地域の中で、地域の利便性にかかわらず、誰でも必要な福祉情報を得られ、悩み事を気軽に相談できる体制を整備し、サービスを必要とする人が自立して生活することができる制度の充実に努めます。

② 安全で、安心して誰もが快適に暮らせる地域づくり

バリアフリー化を推進し、安全・安心な生活の確保と、障がいのある方等に配慮した生活の支援体制を整備し、誰もが快適に暮らすことができる環境の実現を目指します。また、障がいのある方の意欲や能力に応じた就労支援の充実に努めます。

③ 協働のまち、共に生きる社会の環境づくり

行政だけでなく町民や事業者が地域社会の一員として、協働で地域社会を築くよう努めるものとし、障がいのある方の社会参加のため、ノーマライゼーションの理念のもと、共にふれあい、支えあい、生きる環境の整備に努めます。

３　計画の位置づけと計画期間

（１）計画の位置づけ

田子町障がい福祉計画は、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第８８条に定める、障害福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めるものです。

また、田子町障がい児福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０に定める、障害児通所支援や相談支援等の見込量及びその確保策を定めるものです。

田子町においては、「田子町障害者計画」の基本理念や施策との整合性を図りつつ策定するものです。

（２）計画期間

第７期田子町障がい福祉計画の期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間で、また、第３期障がい児福祉計画は、第７期障がい福祉計画と同じく令和６年度から令和８年度までの３年間の計画期間です。

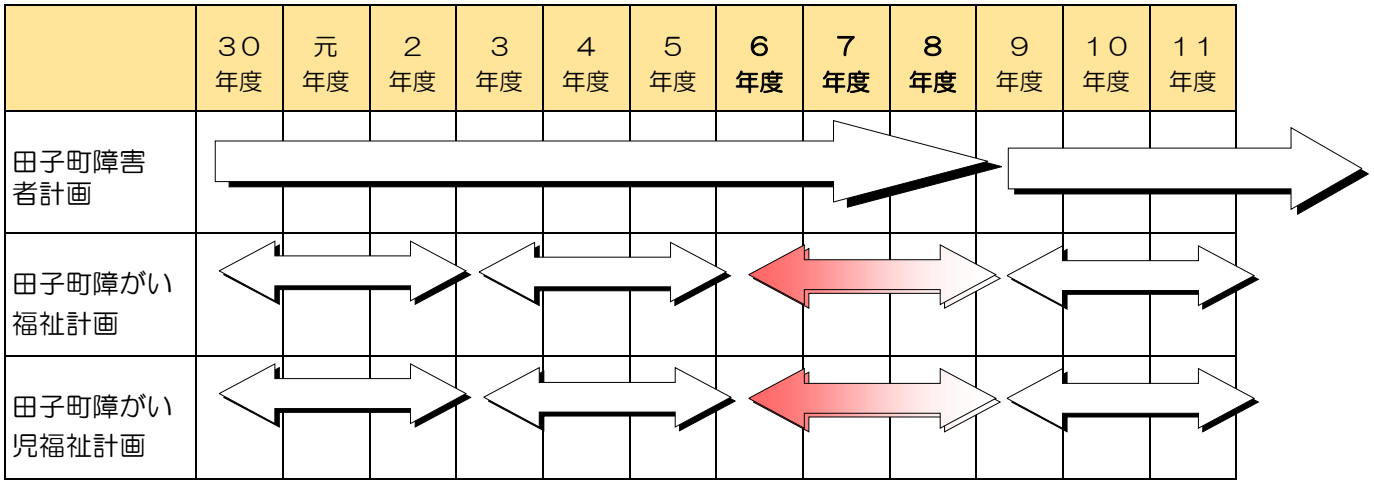

４　計画策定体制

本計画の策定に当たっては、障がい当事者や福祉関係者等で組織する「田子町保健医療福祉推進協議会 障害福祉専門部会」による審議を行いました。

５　計画の点検・評価及び進行管理

本計画の点検・評価、見直しに当たっては、「田子町保健医療福祉推進協議会 障害福祉専門部会」が行いました。

また、各年度におけるサービスの供給量及び地域生活への移行、一般就労への移行等の進行管理は住民課で行い、「田子町保健医療福祉推進協議会」に報告します。

６　青森県・関係機関との連携体制

計画の着実な推進に向けて、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力・連携を図ります。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス見込量の確保やサービス提供事業者の指定等、関係部署と必要な調整を図り、円滑な取組みを推進します。さらに、一市町村だけでは取組みが困難で、広域的な対応を必要とするケースについては、青森県や八戸圏域と連携のもと、取り組んでいきます。

法改正にも十分注視し、計画を改正する必要がある場合には、「田子町保健医療福祉推進協議会 障害福祉専門部会」において具体的な計画の見直しを行いながら進めていきます。

第２章　障がいのある方の現状

１　障害手帳所持者等の状況

（１）身体障害者手帳所持者

令和４年度末の等級別身体障害者手帳所持者は１級が最も多く、手帳所持者の４９％を占めており、障がい種別では肢体不自由が最も多く、手帳所持者の５５％を占めています。

■身体障害者手帳所持者（令和４年度末）

（単位：人）

障がい種別	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合　計
視覚障がい	４	１	３	２	２	０	１２
聴覚・平衡機能障がい	０	１	０	２	０	１	４
音声・言語障がい	１	０	０	０	０	０	１
肢体不自由	４３（１）	３０	１５	２２	７	６	１２３（１）
内部障がい	４７（１）	１	１３（１）	２３	０	０	８４（２）
合　　計	１１０（２）	３４	３６（１）	５７	１４	１１	２２４（３）

※（　）は１８歳未満の児童で内書

■身体障害者手帳所持者推移（各年度３月末）

（単位：人）

障がい種別	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
視覚障がい	７	８	６	６	１２
聴覚障がい	５	５	３	３	４
言語障がい	２	２	２	２	１
肢体不自由	１５２	１５０	１３４	１３２	１２３
内部障がい	８４	８６	８１	８７	８４
合　　計	２５０	２５１	２２６	２３０	２２４

（２）愛護手帳所持者

令和４年度末の等級別愛護手帳所持者は、Ａ判定の所持者が全体の３１％、Ｂ判定の所持者が６９％となっています。令和４年度は町外へ転出した方が多く、令和３年度と比べると手帳所持者が減少しています。

■愛護手帳所持者（令和４年度末）

（単位：人）

障がい種別	１８歳未満	１８歳以上	合　　計
Ａ　（重　　度）	３	２３	２６
Ｂ　（軽・中度）	１１	４８	５９
合　　計	１４	７１	８５

■愛護手帳所持者（各年度３月末）

（単位：人）

障がい種別	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
Ａ　（重　　度）	３０	３０	３０	３１	２６
Ｂ　（軽・中度）	５０	５６	５７	６３	５９
合　　計	８０	８６	８７	９４	８５

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者

令和４年度末の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は、１級が全体の３９％、２級が１番所持者が多く５１％を占めております。平成３０年度以降、増加傾向にあることがわかります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年度３月末）

（単位：人）

手帳等級	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
１　級	２５	２５	２７	２７	２６
２　級	２５	２６	２７	３１	３４
３　級	４	５	３	５	７
合　計	５４	５６	５７	６３	６７

（４）自立支援医療（精神通院医療）の利用状況

精神疾患のため継続して通院医療を必要とする方が対象で、医療費の自己負担を原則１割とし、１年ごとに更新申請する制度です。（平成１８年４月に精神保健福祉法第３２条から障害者自立支援法第５２条に変更）

自立支援医療の利用者は、１年に１回更新する方と新規に申請を行う方がおり、合わせて９０件前後で推移しています。

■精神通院医療承認件数（各年度３月末）

（単位：件）

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
承認件数	９２	８４	８１	８９	８６

【参考】田子町の人口及び高齢化率の推移（各年度３月末時点）

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
人口	５，４８６	５，３５３	５，２２２	５，０８４	４，９２７
６５歳以上人口	２，２６５	２，２４２	２，２６４	２，２６３	２，２１５
高齢化率	４１．３％	４１．９％	４３．４％	４４．５％	４５．０％

２　障害支援区分認定者の状況

障がい者の福祉サービスには、介護給付や訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業などがありますが、居宅介護や生活介護などの介護給付を利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害支援区分の認定を受けている方は、身体障がい者が９人、知的障がい者が２７人、精神障がい者が１２人で合計が４８人となっています。

第６期障がい福祉計画策定時に比べると全ての障がい種別で増加傾向となっています。

その中でも、区分６の人数が一番多く、区分５以下の方が状態が変わり区分６になった方や新規申請で区分６となる方が多く増加傾向にあります。

また、令和５年度には難病患者の方も利用を始めています。

■障害支援区分認定状況（令和４年度末）

（単位：人）

	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合　計
身体障がい者	０	０	１	０	１	７	９
知的障がい者	０	２	６	３	６	１０	２７
精神障がい者	１	３	３	３	０	２	１２
難病患者							
合　　計	１	５	１０	６	７	１９	４８

※障害支援区分は、軽度の区分１から最重度の区分６までの６段階

■第６期障がい福祉計画策定時の認定状況　（令和２年度末）

	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合　計
身体障がい者	０	０	２	０	２	４	８
知的障がい者	０	２	３	３	７	１０	２５
精神障がい者	１	３	２	３	０	２	１１
合　　計	１	５	７	６	９	１６	４４

第３章　計画の重点目標

１　令和８年度に向けた重点目標

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方が、自立訓練等のサービスを利用することで、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活を送れるようになることを目指します。

このことから、グループホームや一般住宅へ移行する人の数を見込み、令和８年度末までに地域生活へ移行する人の数値目標を設定します。

〈国の指針〉

・令和８年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績・地域の実情を踏まえて目標設定。

・令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本として、これまでの実績・地域の実情を踏まえて目標設定。

■　施設入所者の地域生活への移行目標

項　　目	数値（人）	考　え　方
第６期計画中の入所者数（A）	１８	令和４年度末の入所者数
【目標値】地域生活移行（B）	２	（A）のうち令和８年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
令和８年度末の入所者数（C）	１６	令和８年度末の入所者見込数

（C）は（A）の5%以上削減した数

（２）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

精神に障がいがある方が地域で生活するために必要となる支援を行う関係者（保健・医療・福祉関係者）が、互いに連携しながら、支援方策、役割等を検討し、また、顔が見える関係性を構築しながら、地域づくりに向けた課題などを協議する場を八戸圏域で設置します。

項　　目	目標	考　え　方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	１箇所	保健・医療・福祉関係者による協議の場を八戸圏域又は各市町村に少なくとも一つ設置する。

（３）地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を目指します。

項　　目	目標	考　え　方
地域生活支援拠点等の整備	１箇所	八戸圏域又は各市町村に少なくとも一つを整備

（４）福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある方の一般就労の促進にあたっては、法改正による障がい者雇用の法定雇用率引き上げや、精神障がい者雇用の義務化などが進められています。障がいのある方が可能な限り一般企業で就労し、経済的な自立や継続的な職業生活を維持できるよう、関係機関と連携した支援を目指します。

〈国の指針〉
- 福祉施設から一般就労への移行者数を、令和３年度の一般就労移行実績の１．２８倍以上とすることを基本とし、具体的には就労移行支援事業は１．３１倍、就労継続支援Ａ型は１．２９倍、就労継続支援Ｂ型は１．２８倍以上を目標設定。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上を目標設定。
- 就労定着支援事業の利用者数が令和３年度の１．４１倍以上を目標設定。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上を基本とし目標設定。

項　　目	目標	考　え　方
就労移行支援から一般就労	１人	令和３年度実績の 1.31 倍以上
就労継続支援Ａ型から一般就労	１人	令和３年度実績の 1.29 倍以上
就労継続支援Ｂ型から一般就労	１人	令和３年度実績の 1.28 倍以上
就労定着支援事業の利用者数	１人	令和３年度末から 1.41 倍以上
就労移行支援事業所のうち就労移行率が５割以上の事業所	50%	事業所全体の５割以上
就労定着支援 １ 年後の職場定着率が７割以上の事業所	25%	職場定着率７割以上の事業所を２割５分以上

※福祉施設の範囲・・・就労移行支援、就労継続支援（Ａ・Ｂ）、生活介護、自立訓練

（５）障害児支援の提供体制の整備

「障害児通所支援」等における障がい児およびその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できるように支援体制の整備を目指します。

項　　目	目標	考　え　方
児童発達支援センターの設置	八戸圏域で設置	児童発達支援及び放課後等デイサービスのみならず、保育所等訪問支援についても利用できる児童発達支援センターを設置します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	八戸圏域で設置	保育所等訪問支援についても利用できる児童発達支援センターを設置します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを確保	八戸圏域で設置	重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、関係市町村と協議し設置します。
医療的ケア児支援の協議の場の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	八戸圏域で設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために設置します。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

２　その他の重点目標

（１）障がいのある方の芸術文化活動

障がいのある方の芸術文化活動の振興を図ることにより、社会参加や障がいに対する理解を促進するため、相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加する機会の確保等を行います。

（２）相談支援体制の充実・強化

令和８年度末までに各市町村又は八戸圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化します。また、障害福祉専門部会における事例検討を通じて地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

項　　目	目標	考　え　方
基幹相談支援センターの設置	八戸圏域で設置	八戸圏域又は各市町村に少なくとも一つを整備

（３）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和８年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

第４章　障害福祉サービスに関する課題

令和５年８月７日～９月２２日に、障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対象者は、田子町が支給決定している障害者手帳所持者（３１６名）。回収率は４６．２８％でした。

課題１　制度上の課題

① 日常生活において、「金銭管理の援助」「外出の介助」「薬の管理の援助」が必要と回答した方が全体の４３％を占めています。（前回は４０％）
② 「成年後見制度」等の制度に関しては９％の人のみ『知っている』と回答しています。（前回は１３％）

【課題に対する取組】

制度上の課題については、国における制度改正等を注視し適正に対応します。また、「金銭管理の援助」 については、「成年後見制度」や社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」があります。判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し支援するものですが、家族がいても高齢であるため、制度利用を希望するケースが増加しています。

「外出の介助」や「薬の管理の援助」については、障害サービスにより解消できる人もいますので、障がいがある方の世帯への制度解説のお知らせや自治会等への出前講座等を実施するなど普及啓発に努めます。

課題２　地域住民の障がいに対する理解

「差別的な思いをしたことがある」と回答した方は全体の１６％でした。（前回は３０％）「どこで嫌な思いをしたのか」という質問に対しては、「住んでいる地域、職場、学校」が５０％を超えていました。（前回は４０％）

【課題に対する取組】

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の障がいに対する理解を深めるための啓発活動が必要となります。地域住民の障がいに対する理解については、障がいのある方が実際に生活しているところを町のケーブルテレビや広報誌で宣伝するなど活動の周知を行います。

また、家に居ながらでも行政や福祉関係者とやりとりができるよう、田子町ホームページ（障がい部門のページ）のメールフォームを活用し、気軽に相談が出来るような体制を作ります。また、今回行ったアンケート調査の結果等もホームページに掲載し、障がいのある方がどのような事で困っているのか、何が必要なのか等理解していただけるようにします。

課題３　他分野に関係する課題

外出を「めったにしない」「全くしない」と回答した人が２５％となっており、外出するときに困ることとして１番多かった回答が、「お金がかかる」と１６％の人が回答しています。（前回は１７％・１３％）

また、「災害時の不安」の中で、「安全なところまで迅速に逃げることが出来ない（わからない）」と感じる方や「近所に助けてくれる人がいない（わからない）」と感じている方がそれぞれ全体の５０％を超えていました。

【課題に対する取組】

「お金がかかる」については、バスに乗れる方はワンコインで乗れる路線バスや通院時に八戸の病院まで行けるバスの乗り方など移動方法についての広報をします。単独でバスやタクシーに乗れない方は、町内を発着地とした日常の外出に使用できる社会福祉協議会の「福祉有償運送事業」について広報を行います。

さらに、公共交通機関の利便性の向上や障がいのある方を対象とした個別避難計画の策定などの災害時の支援について、田子町保健医療福祉推進協議会において協議し、関係機関及び関係する実務者等に情報提供し、共通認識をもって支援していきます。

第５章　障害福祉サービスの見込量と確保策

１　障害福祉サービスの見込量と確保策

（１）訪問系サービス

訪問系サービスは、①居宅介護（ホームヘルプ）、②重度訪問介護、③行動援護、④同行援護、⑤重度障害者等包括支援があります。

名　称	内　　容
① 居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事等を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、掃除等の家事、また外出時における移動中の介護を総合的に行います。
③ 行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時の支援を行います。
④ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する際に同行し、移動に必要な視覚的情報の支援（代筆代読等）や、排泄・食事等の介護、その他外出の際に必要な支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：時間／月）

	令和３年度				令和４年度				令和５年度	
	計画値 時間・利用者		実績 時間数	実績 利用者数	計画値 時間・利用者		実績 時間数	実績 利用者数	見込 時間数	見込 利用者数
居宅介護	35	6	30	6	35	6	41	8	38	8
重度訪問介護			0	0			0	0	0	0
同行援護			0	0			0	0	0	0
行動援護			0	0			0	0	0	0
重度障害者等包括支援			0	0			0	0	0	0

計画値設定

（単位：時間／月、人／月）

	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	時間数	利用者数	時間数	利用者数	時間数	利用者数
居宅介護	４５	９	４５	９	４５	９
重度訪問介護	１５	１	１５	１	１５	１
同行援護	０	０	０	０	０	０
行動援護	０	０	０	０	０	０
重度障害者等包括支援	０	０	０	０	０	０

■利用状況

令和３年度には利用者数が計画値と同値となり、令和４年度と令和５年度は時間数と利用者数ともに計画値を上回っています。

■確保のための方策

地域生活を営むために訪問系サービスは重要となります。年度によって利用の増減はありますが、障がいのある方のニーズを把握し、適切なサービスを利用出来るよう、サービス提供事業者と連携を強化し、適切なサービスが提供できるよう努めます。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、①生活介護、②療養介護③自立訓練（機能訓練）、④自立訓練（生活　介護）、⑤就労移行支援、⑥就労継続支援（Ａ型）、⑦就労継続支援（Ｂ型）、⑧就労定着支援、⑨短期入所（ショートステイ）があります。

また、令和７年１０月からは就労選択支援が追加されます。

名　称	内　　容
① 生活介護	常時介護を要する人に、日中、施設において入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
② 療養介護	医療を要し、また常時介護を要する人に対し、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、及び日常生活上の世話を行います。
③ 自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、身体機能向上・維持のためにリハビリテーションを行います。
④ 自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者に居住の場を提供し、一定期間、生活能力等の維持・向上のために必要な訓練を行います。
⑤ 就労移行支援	一般就労を希望する６５歳未満の人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
⑥ 就労継続支援（Ａ型）	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
⑦ 就労継続支援（Ｂ型）	一般企業での就労が困難な人に対し、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑧ 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対し、就労の継続や支援を図るために企業や自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援（新規）	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
児童デイサービス	１８歳未満の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や個別プログラムに沿った集団療育を行います。
⑨ 短期入所（ショートスティ）	自宅で生活している障がい者が、介護者の疾病等の理由により自宅で介護を受けられなくなった場合に、短期間、施設に入所し、入浴、排泄、食事等の介助を受けることができます。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：人日分＝月間の利用人数×1 人 1 月あたりの平均利用日数）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度	
	計画値 日数・利用者		実績 利用日数	実績 利用者数	計画値 日数・利用者		実績 利用日数	実績 利用者数	見込 利用日数	見込 利用者数
生活介護	420	20	475	21	420	20	459	22	529	26
自立訓練〈機能訓練〉	10	1	0	0	10	1	0	0	0	0
自立訓練〈生活訓練〉	216	12	124	6	216	12	36	4	60	3
就労移行支援	46	2	0	0	46	2	0	0	0	0
就労継続支援〈Ａ型〉	120	5	45	2	120	5	45	2	44	2
就労継続支援〈Ｂ型〉	560	30	572	29	560	30	660	31	598	31
就労定着支援	－	1	0	0	－	1	0	0	0	0
療養介護〈１か月当たりの利用者数〉	－	2	－	3	－	2	－	3	－	3
短期入所〈１か月当たりの利用者数〉	10	1	0	0	10	1	0	0	0	0

■利用状況

生活介護と就労継続支援Ｂ型は利用日数及び利用者数ともに増加傾向となっており、その他のサービスについては減少傾向となっております。

就労移行支援、自立訓練（機能訓練）を利用する方は第４期障がい福祉計画策定時より実績無し。

■計画策定値

（単位：人日分、人／月）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	利用日数	500	500	500
〔１人当たり 15 日〕	利用者数	35	35	35
自立訓練〈機能訓練〉	利用日数	10	10	10
〔１人当たり 10 日〕	利用者数	1	1	1
自立訓練〈生活訓練〉	利用日数	100	100	100
〔１人当たり 15 日〕	利用者数	6	6	6
就労移行支援	利用日数	15	15	15
〔１人当たり 15 日〕	利用者数	1	1	1
就労継続支援〈Ａ型〉	利用日数	65	65	65
〔１人当たり 15 日〕	利用者数	5	5	5
就労継続支援〈Ｂ型〉	利用日数	650	650	650
〔１人当たり 20 日〕	利用者数	35	35	35
就労定着支援	利用日数	1	1	1
	利用者数	1	1	1
就労選択支援	利用日数	―	―	1
	利用者数	―	―	1
療養介護 （１か月当たりの利用者数）	利用者数	3	3	3
短期入所	利用日数	5	5	5
〔１人当たり 5 日〕	利用者数	1	1	1

※〔〕内は利用日数を算出するための１か月当たりの利用日数

■確保のための方策

日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練などのサービスを必要とする方や、就労継続支援Ｂ型のように一般就労は困難であるが、軽作業を行いながら自立に向けた支援が必要な方に対して、サービスを拡充させていきます。

■田子町にある事業所（日中活動系）

事業所名	サービスの種類	作業内容
森の菜園・たっこ	就労継続支援Ｂ型	農作業、受託作業
陽だまりの家	生活訓練、 就労継続支援Ｂ型	古紙回収、ハンドメイド、 清掃作業等

（３）居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。
具体的には、①共同生活援助（グループホーム）、②施設入所支援、③自立生活援助があります。

名　称	内　　容
共同生活援助 （グループホーム）	介護を要する障がいのある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。
施設入所支援	夜間や休日、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備を行います。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：人／月）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	見込値
共同生活援助	15	16	15	15	14
施設入所支援	18	17	18	19	19
自立生活援助	1	1	1	0	0

※１か月当たりの利用者数

計画値設定

（単位：人／月）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
共同生活援助	１５	１５	１５
施設入所支援	１８	１８	１６
自立生活援助	1	1	1

※１か月当たりの利用者数

■利用状況

共同生活援助（グループホーム）については、令和３年度は計画値を上回っていましたが、令和４年度では同値、令和５年度では下回る見込となっています。施設入所支援については、令和４年度から計画値よりも上回っています。

■確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）は施設数も利用者も増加しており、障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない支援が行われるよう、住居の確保に努めます。

施設入所に関しては、施設入所から地域生活へ移行するに当たって、在宅生活が可能な利用者と家族のニーズを把握し、サービス提供事業所と検討を行うなど、適切なサービス提供が行われるよう努めます。

（４）相談支援サービス

名　称	内　　容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする障がい児・者に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
地域移行支援	施設入所者や退院可能な精神障がい者に、住宅の確保や地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：人／月）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	見込値
計画相談支援	４	８	４	14	６
地域移行支援	０	０	０	０	０
地域定着支援	１	０	１	０	０

※１か月当たりの利用者数

計画値設定

（単位：人/月）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	１０	１０	１０
地域移行支援	１	１	２
地域定着支援	１	１	１

※１か月当たりの利用者数

■利用状況

計画相談支援は、障害福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成することになっています。

また、地域移行支援や地域定着支援については、今後さらに施設等からの地域移行が促進されるため、利用者が増えていくと思われます。

■確保のための方策

障害福祉サービス利用者、サービス提供事業者及び計画相談支援事業所の連携を高め、計画内容の充実及びサービスの活用促進に努めます。

（５）障害児支援サービス

障害児支援サービスは、児童福祉法に基づく１８歳未満の障がい児に対するサービスです。具体的には、市町村が行う、①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援の障害児通所支援、⑤居宅訪問型児童発達支援⑥障害児相談支援があります。

名　称	内　　容
① 児童発達支援	１８歳未満の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練、その他必要な支援を行います。
② 医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
③ 放課後等デイサービス	小、中、高等学校に就学している障がい児に対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
④ 保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難で障害児通所支援を利用することが出来ない障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
⑥ 障害児相談支援	障害福祉サービス等を利用する障がい児に対し、専門の研修を受けた相談支援専門員が、総合的な相談や利用計画案作成、サービス等提供事業者との連絡調整等を行います。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：人日分　※障害児相談支援のみ「人/月」）

	令和３年度				令和４年度				令和５年度	
	計画値 日数・利用者		実績 利用日数	実績 利用者数	計画値 日数・利用者		実績 利用日数	実績 利用者数	見込 利用日数	見込 利用者数
児童発達支援	80	3	0	0	80	3	4	1	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	200	10	161	8	200	10	216	11	185	9
保育所等訪問支援	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
障害児相談支援	－	1	－	0	－	1	－	2	－	1

計画値設定

（単位：人日／月、人／月）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	利用日数	５	５	５
	利用者数	２	２	２
医療型児童発達支援	利用日数	０	０	０
	利用者数	０	０	０
放課後等デイサービス	利用日数	１８５	１８５	１８５
	利用者数	９	９	９
保育所等訪問支援	利用日数	２	２	２
	利用者数	１	１	１
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	０	０	０
	利用者数	０	０	０
障害児相談支援	利用者数	２	２	２

■利用状況

児童発達支援の利用者は減少し、令和５年度では利用がない見込となっております。放課後等デイサービスの利用者は、年度ごとに利用日数および利用者数が増減しており、令和５年度では減少する見込みとなっております。

■確保のための方策

日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練などのサービスを必要とする児童や、その家族が抱える不安やニーズを把握し、医療機関、教育機関及び保育所等との連携を図り、サービスの拡充を図ります。

■田子町にある事業所（日中活動系）

事業所名	サービスの種類
陽だまりの家	放課後等デイサービス

２　地域生活支援事業の見込量と確保策

障害者自立支援法では、地方自治体が地域の実情に応じて主体的に提供する事業として地域生活支援事業が創設され、既存事業の多くが地域生活支援事業に再編、整理されました。

地域生活支援事業には、必須事業の
（１）相談支援事業
（２）コミュニケーション支援事業
（３）日常生活用具給付事業
（４）移動支援事業
（５）地域活動支援センター機能強化事業
があり、市町村の判断により行う任意事業の
（６）その他の事業
があります。

（１）相談支援事業

当町では、相談支援事業を適切に運営していくために、田子町保健医療福祉推進協議会障害福祉専門部会において、運営評価等を実施します。

名　称	内　　容
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がい児・者の福祉に関する諸般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他、障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業や地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として、町が設置するものです。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、困難ケースへの対応等を行い、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援や家主への相談・助言を通じて、障がい者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図るために、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部、又は一部を助成します。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：箇所、人）

			令和元年度	令和２年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度
			実績値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	見込値
相談支援事業									
	障害者相談支援事業	箇所数	３	３	３	３	３	３	３
	地域自立支援協議会	箇所数	１	１	１	１	１	１	１
市町村相談支援機能強化事業		箇所数	３	３	３	３	３	３	３
住宅入居等支援事業		箇所数	３	３	３	３	３	３	３
成年後見制度利用支援事業		利用人数	０	０	３	０	３	１	０

計画値設定

（単位：箇所、人）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	３	３	３
地域自立支援協議会	箇所数	１	１	１
市町村相談支援機能強化事業	箇所数	３	３	３
住宅入居等支援事業	箇所数	３	３	３
成年後見制度利用支援事業	利用人数	１	１	１

■利用状況

相談支援事業と市町村相談支援機能強化事業と住宅入居等支援事業については、３カ所に委託を行い実施しております。

成年後見制度利用支援事業については、令和４年度に利用があり、令和５年度では利用がない見込です。

■確保のための方策

障がいのある方本人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために相談支援の場を確保します。

また、相談支援体制の充実に向けて、相談窓口との連携を強化するとともに、情報の共有化に努めます。

（２）コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

名　称	内　　容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者及び聴覚障がい者等とコミュニケーションをとる必要がある人が、手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣し、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要がある人が、筆記を必要とする場合に要約筆記者を派遣し、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

※１か月当たりの利用者数（単位：人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度
	実績値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	見込値
手話通訳者派遣事業	１	１	１	１	１	１	１
要約筆記者派遣事業	０	０	１	０	１	０	０

計画値設定

（単位：人）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者派遣事業	１	１	１
要約筆記者派遣事業	１	１	１

※１か月当たりの利用者数

■利用状況

手話通訳者派遣事業については利用者が１名、要約筆記者派遣事業については利用者がない状況となっています。

■確保のための方策

障がい者団体との連携により、近隣地域における手話通訳者等の把握及びサービスの提供体制の充実に努め、障がいのある方等に対し、事業の周知を図りサービスの利用を促進します。

（３）日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とします。

これに該当する用具は、

① 安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの

② 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの

③ 製作や改良・開発の際に、障がいについての専門的な知識や技術を要するもの

上記①～③で、日常生活品として一般的に普及していないものという要件を全て満たすものです。

名　称	内　　容
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障がい者が訓練に要する用具で、特殊寝台や特殊マット、訓練用ベッド等があります。
自立生活支援用具	入浴や食事、移動等の自立生活を支援する用具で、入浴保補助器具や歩行補助つえ、頭部保護帽等があります。
在宅療養等支援用具	在宅療養を支援する用具で、透析液加温器や酸素ボンベ運搬車等があります。
情報・意思疎通支援用具	情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具で、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや盲人用時計等があります。
排泄管理支援用具	排泄管理を支援する衛生用品で、ストマ用装具や紙おむつ等があります。
住宅改修費	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい３級以上の方が、住宅を改修する場合、用具の購入費及び工事費を給付します。（限度額２０万円）

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：件数／年）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	見込値
介護・訓練支援用具	12	2	12	0	0
自立生活支援用具	3	0	3	0	1
在宅療養等支援用具	0	0	0	1	1
情報・意思疎通支援用具	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	180	198	180	201	170
住宅改修費	1	0	1	0	0

計画値設定

（単位：件数／年）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	0	0	0
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	0	0	0
排泄管理支援用具	１８０	１８０	１８０
住宅改修費	1	1	1

■利用状況

日常生活用具給付事業については、排泄管理支援用具の利用がほとんどであり、令和３年度と令和４年度は計画値を上回っているが、令和５年度は計画値を下回る予定となっており、他の用具に関しては、突発的な申請が主になっております。

■確保のための方策

障がいのある方が自立した地域生活や社会参加を促進するため、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

（４）移動支援事業

屋外での移動に困難がある重度の視覚障がい者、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出するときの、移動を支援します。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：箇所、人、時間／年）

		令和３年度		令和４年度		令和５年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	見込値
移動支援事業	箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数	2	2	2	2	3
	件数	24	24	24	24	29

計画値設定

（単位：箇所、人、時間／年）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
移動支援事業	箇所数	1	1	1
	利用者数	3	3	3
	件数	36	36	36

■利用状況

当町における事業所は１箇所であり、今後も増える見込みはないものと思われます。また、利用者については、令和５年度から１人増えて３人となっています。

■確保のための方策

障がいのある方の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めます。また、利用している方が固定されているため、事業の周知にも努めます。

■実施事業所

事業所名
田子町社会福祉協議会 田子町老人デイサービスセンター

（５）その他の事業

当町では、任意事業として以下の事業を行っています。

■実施事業

名　称	内　　容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は機能訓練を利用している身体障がい者、及び身体障がい者施設に入所している者のうち機能訓練を受けている者に対し、訓練のための経費及び通所のための経費を支給します。
知的障害者職親委託制度	就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場における定着性を高めることを目的に、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人が、一定期間、知的障がい者に生活指導及び技能習得訓練等を行います。
自動車運転免許取得･改造助成事業	身体障がい者が就労等に伴い、自動車を改造する場合に改造に要する費用の一部について補助します。

■現状評価を踏まえたサービス見込量

（単位：人、件）

		令和３年度		令和４年度		令和５年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	見込値
更生訓練費給付事業	利用者数	１	０	１	０	０
知的障害者職親委託制度	利用者数	２	２	２	２	２
自動車運転免許取得･改造助成事業	実施件数	１	０	１	０	０

計画値設定

（単位：人、件）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
更生訓練費給付事業	利用者数	０	０	０
知的障害者職親委託制度	利用者数	２	２	２
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施件数	０	０	０

■利用状況
　任意事業の中では、知的障害者職親委託制度のみの利用となっており、２名の利用者で推移しています。

■確保のための方策
　知的障害者職親委託制度については､引き続き実施する予定となっていますが､他の事業についても周知を図るとともに、利用ニーズの掘り起こしに努めます。
　また、知的障がい者に限らず、様々な障がいがある方が一般就労出来るよう、企業に障がい者雇用を薦めます。また、学校を卒業した障がい者の方を一般就労出来るよう、高等支援学校とも連携を強化していきます。

■田子町にある事業所（知的障害者職親委託）

事業所名	作業内容	勤務時間
山沢左官工業所	材料運搬、清掃活動	８：００～１７：００ （平日）
（有）松本ホンダ販売	作業補助（洗車、オイル交換、車検等）	９：００～１８：００ （シフト勤務）

資　料　編

１　用語解説
２　第７期障がい福祉計画策定経過
３　田子町保健医療福祉推進協議会 障害福祉専門部会 委員名簿
４　担当部署及び相談窓口
５　田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱
６　田子町保健医療福祉推進協議会専門部会運営要領

１　用語解説

― さ ―	

指定居宅介護支援事業所

都道府県から指定を受けたケアマネージャー（介護支援専門員）が在籍し、在宅の要援護者が適切に介護サービスを利用できるよう、要介護認定の申請や、居宅サービス計画（ケアプラン）作成の支援を行う事業所。

障がい者

身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者。
【障害者基本法第２条】

障害者自立支援法

障がい者（障がい児）の自立を支援する施策を定めた法律。平成１８年施行。障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて、自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とする。

就業・生活支援センター

障がいのある方が、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携し、就職に向けた支援と就職後の定着支援および生活面を支援する事業所。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。改正障害者基本法を踏まえ、平成２５年施行。

職親　　知的障がい者の更正援護に熱意を有する事業経営者等の私人であって、障がい者を自己のもとに預かり、将来職業生活につけるよう必要な指導訓練を行う者。

身体障がい者　　身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から１級～６級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

精神障がい者　　統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者。
【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条】

精神障害者保健福祉手帳　　平成７年５月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障がいの程度により重度から１級、２級、３級とし、２年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

成年後見制度　　補助、補佐、後見の三類型により、判断力の不十分な知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などを保護するための法律。平成１２年度４月に民法改正により、禁治産、準禁治産にかわり制度化。

ー　た　ー	

地域生活移行　　障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行すること。

地域包括ケア　　住民（利用者）が抱えている様々な問題を解決するために、医療機関や介護サービスとの連携や、貧困や後見人問題など、すべてを一体的に結びつけて、住み慣れたそれぞれの地域で住民が安心した暮らしを送るようにするためのサービス。

知的障がい者（児）　　知的機能障がいが発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。また１８歳未満を知的障がい児という。
【平成１２年に厚生省（平成１３年１月６日より厚生労働省）が行った知的障害児（者）基礎調査において】

― な ―	

ノーマライゼーション　　障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通であるさま・標準的であるさま・正常なさま）な社会であるとの考え方。

― は ―	

バリアフリー　　障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉施設　　高齢者・障がい者・児童福祉など、福祉にかかわる施設の総称。障がい者福祉にかかわる施設には、入所施設（入所して生活自立訓練などを受ける施設）、通所施設（在宅の障がい者が日中通って、機能訓練・就労訓練などを受ける施設）、生活施設（自立訓練のための生活の場）、交流施設（障がい者同士、障がい者と住民が交流できる施設）などがある。

― や ―	

要約筆記　　聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍速くすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

― ら ―	

ライフステージ　　人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション　　障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それに止まらず障がい者のライフステージのすべてにおいて全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すという考え方。

２　第７期障害福祉計画策定経過

令和５年 ５月２９日	田子町保健医療福祉推進協議会	•第７期障がい福祉計画策定について、当協議会の障がい福祉専門部会で協議することを提案了承
令和５年 ６月２７日	第３回障害福祉専門部会	•第７期障がい福祉計画策定について（日程、アンケート調査の内容について意見聴取）
令和５年 ８月８日	第４回障害福祉専門部会	•第７期障がい福祉計画策定について(アンケート作成の進捗状況について説明及び意見聴取）
令和５年 ９月１４日	第５回障害福祉専門部会	•第７期障がい福祉計画策定について(アンケートの回収状況について報告し、回答内容の一部を紹介)
令和６年 １月１１日	第８回障害福祉専門部会	•第７期障がい福祉計画策定について(アンケートの回収結果及び計画内容への意見集約)
令和６年 ２月２７日	第９回障害福祉専門部会	•第７期障がい福祉計画の見直しの目的と見直し項目を検討 •第７期障がい福祉計画策定について検討
令和６年 ３月１９日	第１０回障害福祉専門部会	・第７期障がい福祉計画承認
令和６年 ３月２６日	田子町保健医療福祉推進協議会	•第７期障がい福祉計画の策定報告

３　田子町保健医療福祉推進協議会　障害福祉専門部会　委員名簿

氏　名	団体・役職等	備考
漆　田　方　文	指定障害福祉サービス事業所　森の菜園たっこ サービス管理責任者	会長
市　村　さおり	市民活動団体	副会長
白　坂　真　由	田子町社会福祉協議会　福祉活動専門員	
佐々木　美佐子	一般社団法人南部州ザ・チャレンジド協会 代表理事	
中　平　美賀子	ＮＰＯ法人陽だまりの家 児童発達支援管理責任者	
中　村　智佳子	有識者	
中　山　れい子	民生委員児童委員・身体障害者相談員	
山　美　知　子	手をつなぐ育成会　会長	

参与

三　田　　浩	地域包括支援課長	
富　岡　勝　栄	住民課長	
高　岸　　徹	教育課長	
中　村　陽　一	産業振興課１次産業戦略推進グループリーダー	
田　中　みつ子	教育課学務グループ主査	
尾　形　吉　樹	住民課福祉グループ主事	
酒　井　千鶴子	地域包括支援課会計年度任用職員	

４　担当部署及び相談窓口

（１）田子町住民課福祉グループ
(役場庁舎内) ２０－７１１９（直通）

①障害手帳の申請
身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の新規申請・更新・等級変更等

②日常生活の援助
ア）障がい者の日常生活に対するサービスの申請・更新・変更
施設入所、就労サービス、自立訓練、日中一時支援 etc･･･
イ）補装具・日常生活用具
補装具（購入・修理）費の支給、日常生活用具（介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）の給付
ウ）社会参加の支援
手話通訳者の派遣、要約筆記奉仕員派遣事業

③自立支援医療の申請
（精神通院、更生医療、育成医療）

④各種手当の申請
（特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者扶養共済制度）

（２）田子町地域包括支援課 地域包括ケアグループ
(せせらぎの郷内) ２０－７１１０

福祉全般に関する総合的な窓口として地域包括支援課を設置しております。

５　田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第１条　この要綱は、地域共生社会の理念である「全ての町民が、住み慣れた地域で生まれ育ち、互いに支え合い、地域で安全・安心に暮らし、老後を迎える事ができる社会」の実現をめざし、地域の課題について町民が相互理解を深めつつ、また関係機関や行政のあらゆる部門が横断的に連携しながら課題解決に取り組む、田子町保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という）を設置し、必要な事項について定めるものとする。

２　この協議会においては、町の福祉に係る各計画を整合性のとれた計画として策定できるものとし、また、計画策定後のＰＤＣＡを管理するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号)第８９条の３第１項及び子ども・子育て支援法(平成２４年法律第６５号)第７７条第１項に規定する機能を有するものとする。

(所掌事務)

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 地域共生社会の実現を目指すため、各関係機関、団体等から情報提供された地域課題の共有と解決に向けた協議に関すること。
(2) 保健、医療、福祉及び生活支援関連分野の各関係機関、団体との連携に関すること。
(3) 地域福祉計画の策定並びに進行管理に関すること。
(4) 障がい福祉計画の策定並びに進行管理に関すること。
(5) 障がい者計画の策定並びに進行管理に関すること。
(6) 子ども・子育て支援事業計画の策定並びに進行管理に関すること。
(7) 町における高齢福祉、障がい福祉並びに児童福祉施策全般に関すること。
(8) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(意見の具申)

第３条　協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、前条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第４条　協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 保健、医療、福祉、教育関係者
(2) 地域団体関係者
(3) 町民
(4) 学識経験者
(5) その他、町長が認める者

２　前項の委員の定数は、おおむね２５名以内とする。

３　協議会にアドバイザーを置くことができるものとする。

４　協議会に参与を置く。

(任期)
第５条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)
第６条　協議会に会長及び副会長をそれぞれ１人置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)
第７条　協議会は、会長が招集する。
２　会長は、協議会を招集するときは、町長に通知しなければならない。
３　任期満了等により、新たに委員が委嘱され、会長未決定の時は町長が会議を招集する。

(会議)
第８条　協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が議長となり議事を進める。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
４　会長が必要と認める場合は、会議に参与及び委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)
第９条　協議会の円滑な運営とその所掌事務の事前協議を行うとともに、第２条に掲げる地域課題の共有と解決に向けた検討、各計画の策定等のため、必要な専門部会を設置する。
２　専門部会に属すべき委員は、会長が協議会に諮って指名する。
３　専門部会に部会長及び副部会長をそれぞれ１人置き、専門部会委員の互選によりこれを定める。
４　専門部会の種類及び運営について必要な事項は別に定める。

(庶務)
第１０条　協議会の庶務は、地域包括支援課において処理する。ただし、各計画に関する庶務については、所管する部署において処理する。

(委任)
第１１条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
(施行期日)
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この要綱の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第５条の規定にかかわらず、令和４年３月３１日までとする。

３　この要綱は、令和５年９月２１日から施行し、９月１日から適用する。

６　田子町保健医療福祉推進協議会専門部会運営要領

１　田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱第９条の規定に基づく専門部会の種類は次に掲げるものとし、必要に応じて別に専門部会を設けることができるものとする。

(1)　保健医療高齢福祉専門部会
(2)　地域福祉専門部会
(3)　子ども・子育て支援専門部会
(4)　障害福祉専門部会
(5)　住民生活支援専門部会

２　それぞれの専門部会で協議する事項は次に掲げるものとする。

(1)保健医療高齢福祉専門部会

各関係機関、団体等から挙げられた保健、医療並びに高齢者に関する地域の課題に関すること

(2) 地域福祉専門部会

①各関係機関、団体等から挙げられた地域福祉に関する地域の課題に関すること
②地域福祉計画に関する事業実施計画の素案策定に関すること
③生活支援サービスの体制整備に関すること

(3)子ども・子育て支援専門部会

①各関係機関、団体等から挙げられた子ども・子育てに関する地域の課題に関すること
②子ども・子育て事業支援計画の素案策定に関すること

(4)障害福祉専門部会

①各関係機関、団体等から挙げられた障がい福祉に関する地域の課題に関すること
②障がい福祉計画及び障がい者計画の素案策定に関すること

(5)住民生活支援専門部会

各関係機関、団体等から挙げられた住民生活支援に関する地域の課題に関すること

３　委員はその希望によりいずれかの専門部会に属するものとする。なお、重複して複数の専門部会に属することができることとする。

４　部会長が必要と認める場合は、会議に担当の参与及び部会委員以外の者の出席を求めることができる。

５　この要領の改廃は、協議会に諮り決定するものとする。

附　則

(施行期日)

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。